

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和4年8月24日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	佐藤周君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	青木敬博君
5番	中島弘道君	6番	浅田良弘君

○出席議員 7名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	佐藤龍彦君	〃	杉本憲也君
〃	篠原峰子君		

○オブザーバー 2名

議員	石島茂雄君	議員	重岡秀子君
----	-------	----	-------

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	野田昌伸
主事	福王雅士		

○会議に付した事件

1 市議会9月定例会の運営について

- (1) 議案の付託、即決について
- (2) 請願、陳情の取扱いについて
- (3) 決算大綱質疑について
- (4) 一般質問について
- (5) 会期及び日程について
- (6) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について
- (7) その他

2 その他

- (1) 令和3年度議会費等決算の概要について
- (2) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて
- (3) その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、市議会9月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず(1) 議案の付託、即決についてから(4) 一般質問についてまでを協議、決定し、それを基に(5) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

(1) 議案の付託、即決についてから(4) 一般質問についてまで事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）順次、説明をさせていただく。

まず、(1) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから6ページまでをご参照願う。提出議案については、報告1件、条例4件、単行議案1件、補正予算2件、各会計決算10件の計18件である。

最初に報告1件である。まず、市報第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてである。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計の資金不足比率を報告するものである。本件については、報告であるので質疑のみとなる。

続いて、条例4件である。まず、市議第13号 伊東市個人情報の保護に関する法律施行条例である。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、同法において条例で定めることとされている事項を制定するものである。令和5年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第14号 伊東市個人情報保護条例を廃止する等の条例である。先ほど説明したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国、地方公共団体、民間等における個人情報の保護に関する規律が一元化された個人情報の保護に関する法律である個人情報保護法と同一の趣旨の条例を存置することが許容されないことから、伊東市個人情報保護条例を廃止するとともに、伊東市情報公開条例及び伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例について所要の改正を行うものである。主な改正内容としては、伊東市情報公開条例について、情報公開請求書の不備に対する補正について、当該期間を公開決定までの期間に算入しないことや、情報公開請求における非公開情報を個人情報保護法の趣旨と合わせるための改正を行うほか、存否不応答についての規定の追加や用語の整理を行うもので、あわせて、伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例につい

ても、伊東市個人情報保護条例の廃止に伴い用語の整理を行うものである。令和5年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第15号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例である。人事院の国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出に鑑み、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、改正を行うものである。

主な内容は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を「子が1歳6か月に到達する日」、及び「子が2歳に到達する日」とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定の整備や、再度の育児休業の取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するとともに、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するもので、令和4年10月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

最後に、市議第16号 伊東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例である。伊東市民病院の特定初診料及び特定再診料について、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等が一部改正されたことに伴う改正で、特定初診料をこれまでの5,000円から7,000円に、特定再診料をこれまでの2,500円から3,000円に改定するもので、令和4年10月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

続いて、単行議案であるが、市議第17号 令和3年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてである。令和3年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金9,714万4,750円の全てを資本金に組み入れることについて、地方公益企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。本件については、決算との関連があることから、質疑は決算大綱質疑において実施することとし、詳細な審査については、所管である常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、補正予算2件について申し上げる。まず、市議第18号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第5号）である。補正予算の規模は、9億8,836万4,000円の追加で、補正後の予算規模を290億1,630万5,000円とするものである。歳出款別に主な補正内容を申し上げる。総務費では、申請件数が当初の見込みを上回ったことに伴う移住就業支援事業補助金や、個人番号カード普及促進のための出張申請受付事業に係る経費のほか、減債基金、公共施設総合管理基金及び財政調整基金への積立金をそれぞれ追加する。

民生費では、主に、障害者自立支援事業、生活保護総務費、新型コロナウイルス感染症予防対策事業などにおいて、令和3年度事業費確定に伴う、国庫支出金及び県支出金の返還金を計上している。観光商工費では、経年劣化が著しい城ヶ崎海岸遊歩道の改修工事経費の計上や、

シティプロモーション推進事業において観光庁や県の補助金を活用して実施する地域の新たな観光商品開発に係る経費や、市内事業者が実施するワーケーション受入環境整備事業に対する補助金の追加のほか、不足が見込まれる住宅リフォーム振興事業補助金を増額している。

土木費では、原油価格高騰などの影響を受けている市内公共交通事業者に対する補助金を計上し、消防費では、自主防災会へ配付する防災資機材の購入経費の追加や、コミュニティ助成事業助成金の採択を受けた池区連合自主防災会に対する補助金を計上している。教育費では、令和5年度からの3校統合に伴う現東小学校の施設整備に係る経費の追加や、市内市立幼稚園及び私立幼稚園の園児の保護者の負担軽減を図るため、デリバリー給食を実施するための経費を追加するほか、文化施設整備基金への積立金を増額する。

これらの歳出を賄う歳入として、国県の補助金や前年度繰越金を追加するとともに、収益の増加が見込まれる競輪事業益金収入を増額している。また、ごみ指定袋製造運搬委託業務や伊東小学校スクールバス運行业務委託料など計4件の債務負担行為の設定及び1件の変更を行うこととしている。

本会議における質疑については、3つに区分し、1つ目として歳出第2款総務費、第3款民生費及び第4款衛生費の3款、2つ目として第7款観光商工費、第8款土木費、第9款消防費、第10款教育費及び第14款予備費の5款、3つ目として歳入全般及び債務負担行為の補正の以上3つに区分して質疑を行い、各所管常任委員会へ分割付託とさせていただきたいと存ずる。

次に、市議第19号 令和4年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は5億6,162万3,000円の追加で、補正後の予算規模を243億6,162万3,000円とするものである。歳出においては、選手への賞金、出場手当などの追加、競輪事業基金、競輪施設改善基金への積立金の増額のほか、一般会計への繰出金の増額が主なもので、歳入においては、場外発売協力金収入の減額及び令和3年度決算確定に伴う繰越金を計上するものである。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

なお、今定例会においても、伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、国の意向が示された段階での追加提出が予定されている。

提出された場合は、改めて本委員会を開催することなく、条例案の審議の最後に議題とする議事日程を改めて作成配付し、本会議での質疑を経て常任総務委員会に付託する取扱いとした。

次に、市認第5号 令和3年度伊東市一般会計歳入歳出決算から、市認第14号 令和3年度伊東市水道事業会計決算までの10件については、申合せにより決算大綱質疑をお願いする。定例会初日、市長による概要説明、続いて所管部長の説明を本会議で行い、その後、日を改め

て決算大綱質疑を経て、一般会計決算は各所管常任委員会に分割付託とし、各特別会計決算及び企業会計決算については、各所管常任委員会への付託をお願いする。なお、先ほど説明申し上げた市議第17号の単行議案については、関係する会計決算と併せて審議することとし、決算大綱質疑の後、常任観光建設委員会への付託をお願いする。従って、決算10件と当該単行議案については、本会議における決算大綱質疑の一括議題とし、決算大綱質疑終了後、各所管常任委員会付託をお願いし、本会議での議案審議における質疑は行わないことを申し添えさせていただく。

続いて、(2) 請願、陳情の取扱いについてである。6月定例会以降これまでに受理した請願及び陳情はない。議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくこととなるので申し添えさせていただく。

次に、(3) 決算大綱質疑についてである。申合せにより、決算及び決算に係る議案に対して、会派及び会派に所属していない議員により決算大綱質疑をお願いする。持ち時間は、議員1人当たり答弁込みで20分とし、これまでの例により、2人会派に会派として5分、会派に所属していない議員に5分上乘せして、通告に基づきお願いする。なお、決算大綱質疑の通告期限は、9月2日（金）の正午までとなる。決算大綱質疑の順序については、これまでの例により、まず、5人会派の正風クラブ、次に3人会派については、ローテーションに基づき、自民・維新の会、公明党、清和会の順となる。続いて2人会派については、日本共産党、無党派 颯の順とし、最後に会派に所属していない議員となる。したがって、決算大綱質疑の順序を改めて申し上げると、1番目正風クラブ100分、2番目自民・維新の会60分、3番目公明党60分、4番目清和会60分、5番目日本共産党45分、6番目無党派 颯45分、最後に石島議員25分の順となる。

なお、午前中の大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている質疑者の開始時間は崩さないようにして行うので、あらかじめご了承ください。

続いて、(4) 一般質問についてである。申合せにより、答弁込みの持ち時間50分以内で、決算大綱質疑の後、日を改めて一般質問をお願いする。また、決算に係る内容は決算大綱質疑において質疑することとし、一般質問では、直接、決算に係る内容及び提出されている他の議案に触れないようお願いする。

一般質問の順序について申し上げる。会派の構成は5人の大会派が1つ、3人の小会派が3つ、2人会派が2つとなっている。これまでの例により、大、小、小、大、小、大、小（2人会派）の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。3人会派の順序については、これまでのローテーションに基づき、自民・維新の会、公明党、清和会、2

人会派については、日本共産党、無党派 颯の順となる。従って、1 番目正風クラブ、2 番目自民・維新の会、3 番目公明党、4 番目正風クラブ 2 人目、5 番目清和会、6 番目正風クラブ 3 人目、7 番目日本共産党、以下 6 番目までを同様に繰り返し、無党派 颯に続き、会派に所属していない議員となる。一般質問の通告期限は、申合せにより、決算大綱質疑通告期限の前開庁日である 9 月 1 日（木）の正午までとなるが、当日は防災訓練の実施予定日となっていることから、極力早めの通告をいただくよう、ご協力をお願いする。

なお、午前中の一般質問が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている質問者の開始時間は崩さないようにして行うので、こちらもあらかじめご了承願う。

以上で、(1) 議案の付託、即決についてから(4) 一般質問についてまでの説明を終わる。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 決算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、決算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1 番（佐藤 周君）行う。

○2 番（長沢 正君）行う。

○3 番（四宮和彦君）行う。

○5 番（中島弘道君）行わない。

○6 番（浅田良弘君）行う。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党及び石島議員が実施されるとのこと

であるので、実施者数については、最大5会派及び会派に所属していない議員1人ということで調整し、決定させていただきたい。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）決算大綱質疑の発言の順序について申し上げる。第1日目、9月7日（水）1番目正風クラブ100分、2番目公明党60分、3番目清和会60分、第2日目、9月8日（木）1番目日本共産党45分、2番目無党派 颯45分、3番目石島茂雄議員25分となる。2日目のスケジュールを説明すると、日本共産党が10時から10時45分までとなり、10分休憩を挟んで無党派 颯が10時55分から11時40分まで、石島議員が25分であるので、11時50分から12時15分までとなり、正午を過ぎる予定だが、このようなタイムスケジュールで予定させていただきたい。

○委員長（青木敬博君）決算大綱質疑については、決算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても説明のとおりでお願いする。以上のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、9月2日（金）の正午までとしているのでご留意願う。

次に、(4) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（佐藤 周君）3人。

○2番（長沢 正君）2人。

○3番（四宮和彦君）2人。

○5番（中島弘道君）2人。

○6番（浅田良弘君）2人。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党の2人と石島議員が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については最大14人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）発言順序を申し上げる。第1日目、9月9日（金）1番目正風クラブ、2番目自民・維新の会、3番目公明党、4番目正風クラブ2人目、5番目清和会。第2日目、9月12日（月）1番目正風クラブ3人目、2番目日本共産党、3番目自民・維新の会2人目、4番目公明党2人目、5番目清和会2人目。第3日目、9月13日（火）1番目無党派 颯1人目、2番目日本共産党2人目、3番目無党派 颯2人目、最後に会派に所属していない議員となる。

○委員長（青木敬博君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおり願います。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、決算大綱質疑通告期限の前開庁日である9月1日（木）の正午までとしているのでご留意願う。また、決算大綱質疑の通告と重ならぬよう通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(5) 会期及び日程についてから(7) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）まず、(5) 会期及び日程についてである。資料6ページをご覧くださいと思う。8月30日（火）から9月28日（水）までの30日間の提案である。日を追って申し上げる。8月30日（火）に開会し、会期の決定後、決算10件、決算と関連のある単行議案、市議第17号に係る説明の後、報告1件を受け、この報告に対する質疑のみを行い、引き続き、条例4件、補正予算2件の説明のみをお願いしたい。

8月31日（水）は本会議なし、9月1日（木）の正午が一般質問の通告期限、2日（金）の正午が決算大綱質疑の通告期限で、3日（土）及び4日（日）は休会、5日（月）及び6日（火）は本会議なし、7日（水）及び8日（木）の2日間で決算大綱質疑を実施し、決算大綱質疑終了後、決算10件及び単行議案1件の所管常任委員会への付託をお願いする。

9日（金）は一般質問の第1日目、10日（土）及び11日（日）は休会、12日（月）及び13日（火）は一般質問を行い、14日（水）は議案審議とし、条例4件、補正予算2件の所管常任委員会への付託をお願いしたい。

15日（木）は、常任観光建設委員会を第2委員会室で、常任福祉文教委員会を第1委員会室で開催し、16日（金）は、常任総務委員会を第2委員会室でお願いしたい。17日（土）、18日（日）及び祝日の19日（月）並びに秋分の日23日（金）は休会、20日（火）、21日（水）及び22日（木）は本会議なし、24日（土）及び25日（日）は休会、26日

(月)は本会議なし、27日(火)に議会運営委員会、28日(水)を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定をお願いする。

次に、(6) 市議会採択の請願、陳情の処理状況についてである。告示に際して議案とともにお手元に配付されているので、ご確認のほどお願いする。

最後に、(7) その他である。事務局から1点、協力をお願いを申し上げる。本会議における新型コロナウイルス感染症への対応として、これまでと同様に、扉の開放及びアクリル板の設置等の対応とともに、演壇及び議長席以外はマスクを着用しての運用としたい。

以上で市議会9月定例会の運営について、(5)から(7)までの説明となる。よろしくご審議いただくようお願いする。

○委員長(青木敬博君) まず、(5) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

市議会採択の請願、陳情の処理状況については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) その他での、新型コロナウイルス感染症への対応については、事務局長からの説明のとおり、ご承知おき願う。

そのほかに、9月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木敬博君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会9月定例会の運営についてを終了する。

○委員長(青木敬博君) 日程第2、その他を議題とする。

(1) 令和3年度議会費等の決算の概要についてから(3) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君） 2 その他について申し上げます。

まず、(1) 令和3年度議会費等決算の概要についてである。資料8ページから10ページまでをご参照願う。歳入から説明する。当初予算には計上していないが、22款諸収入の雑入として、令和2年度に掛けた全国市議会議員互助会団体定期保険の配当金3万2,462円及び情報公開に伴うコピー代金50円の合計3万2,512円を受け入れた。続いて歳出を説明する。9ページからをご参照願う。前年度同様コロナ禍の影響による旅費及び負担金とともに故佐山議員の逝去に伴う議員1名分の報酬等などの不用額が多く発生したことにより、支出総額は令和2年度決算額2億433万9,996円より490万3,409円減の1億9,943万6,587円で、予算2億863万1,000円に対する執行率は95.5%となった。

節ごとに説明する。まず1節報酬は、先ほど説明した故佐山議員の清算を含む議員報酬額で、2節給料は、事務局職員6人分の給料である。3節職員手当等は、議員の期末手当を含む事務局職員の各種手当に要した経費、4節共済費は、議員の共済給付負担金等及び事務局職員の共済組合負担金等で、5節災害補償費は支出がなかった。

7節報償費は、議会報の音訳に係る音訳サークル「ひなぎく」への謝礼品代の支出である。8節旅費は、議長会への出席のための費用弁償1万5,160円及び随行を含めた職員の普通旅費2万3,180円である。また、昨年度に引き続き、コロナ禍の影響により議員視察旅費の300万円を減額補正したものの執行率は1.5%となっている。9節交際費は、諸行事において贈呈する議長賞の盾や記念品購入代、各種行事及び大会への協賛金のほか、交流のある市議会への慶弔費の支出等である。3年度は、熱海の土石流被害への支援金も支出している。

10節需用費は、官報、新聞及びプリンターのインクカートリッジ代等の消耗品費、議長車の燃料費、来客用煎茶等の食糧費、議会だより等の印刷製本費等への支出であるが、3年度は議会報が見積り合わせにより、単価が大きく減額されたことなどの要因により、昨年度と比較し、69万3,960円の減額となった。11節役務費は、電話やファクス、インターネット接続料等で、12節委託料は、本会議や委員会の反訳委託料と会議録検索システムのデータ作成委託料である。

13節使用料及び賃借料は、会議録検索システムや議員用パソコンの機械器具借上料のほか、議長会等出張時の有料道路通行料を支出している。17節備品購入費は、議会図書室用図書3冊を購入した。18節負担金補助及び交付金は、各種議長会の負担金等と議員団体定期保険料の掛金支出であるが、コロナ禍の影響により各議長会、諏訪市との交歓研修会及び各種研修会などが中止あるいは書面会議となったことなどから、61.8%の執行率となっている。以上が令和3年度議会費の決算内訳である。

次に、(2) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについてである。新型コ

コロナウイルス等感染症対応マニュアルでの対応として、本人及び家族が濃厚接触あるいは感染した場合は、事務局を經由し全議員に状況報告をすることとなっているが、本人が感染した場合のみ報告することとし、濃厚接触者となった場合等の報告は、平常時は会派代表者への連絡とし、会期中に限り全議員へ報告するような形で対応させていただきたいと考えているのでご了承願う。

最後の(3) その他について、1点報告する。伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてである。資料11ページから31ページまでを参照願う。

令和3年5月15日にデジタル社会形成整備法が成立し、来年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度については、法によりその所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなるが、議会における個人情報は法の適用対象とならないことから、各市議会がそれぞれ個人情報を保護する条例を作成することとなり、このほどガイドラインとして資料のような条例案が全国市議会議長会から示されたところである。

現在、事務局において関係部署との調整を進めているところであるが、12月定例会に発議案として提出することを予定していることから、本案について各会派内でご協議いただき、ご意見等をいただきながら、案を固めていきたいと考えている。

以上で、その他の説明を終わる。よろしくご審議くださるようお願いする。

- 委員長（青木敬博君）まず、(1) 令和3年度議会費等決算の概要について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和3年度議会費等決算の概要については、説明のとおりご了承願う。

次に、(2) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) その他での、伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、説明のとおり了承願う。

そのほかに、委員からなにかあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○6番（浅田良弘君）本市の感染者数は、これまでにない勢いで増えている。議会にも特別委員会が今期設置されていること、これだけの方が感染されている状況に鑑みると、議会として特別委員会の開催をすべきではないかと思う。これから始まる議会における一般質問でコロナに関して聞けばいいという意見もあるが、それはあくまで個人としてであり、議会として動く、皆さんそれぞれにお困りの点、ご相談を受けていることがあると思うので、特別委員会の開催について、各会派の皆さんの意見を伺うとともに、議長はどのように思っているか意見を伺いたい。

○議長（宮崎雅薫君）おとといの代表者会議でも、重岡議員から同様の意見があった。特別委員会の委員長と相談させていただき、会派代表者の皆さんにご報告しながら——特別委員会は会期中にも開催できるので、なるべく早い時期に開催し、皆さんのご意見を聞きながら議会の対応を図っていきたいと思う。

○6番（浅田良弘君）分かった。なるべく早くとのことであるが、しっかりとした日程を早めに決めていただければ幸いである。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

○委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和4年8月24日（水）午前10時40分（会議時間40分）

以上の記録を認める。

令和4年8月24日

委員長 青木敬博